

平成27年度第3回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成28年3月9日（水）10:00～11:50

2 場所

ルポールみずほ

3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員、遠藤宏委員

4 審議事項

【指名停止等の運用状況について】

委員：建設業法違反となった事案について、請け負った工事はどこの発注工事か。

事務局：市町村の発注工事である。指名競争入札による発注であったが、契約時に経営事項審査の受審の有無は確認しておらず、結果として違反となったものである。

委員：労働安全衛生法違反の疑いによる指名停止と説明があったが、疑いだけで指名停止となるものなのか。

事務局：県の指名停止の考え方として、実際に刑が確定していなくても、書類送検や起訴された等、請負契約の相手方として不相当と認められれば指名停止措置を行うこととなっている。

【抽出案件（教育庁：大館地区統合高校 第一期外構工事）】

委員：入札参加者が1者のみであったとの説明であるが、当案件の入札参加資格を満たす業者は何社いたのか。

教育庁：入札参加資格を満たす業者は19社いた。

委員：落札率が高かったと推測される要因として、資材価格・労務単価等の高騰によるものとあったが、今後、積算価格の妥当性をどのように確保していくのか。

営繕課：積算にあたっては、最新の積算単価や業者からの見積書を用いて、発注時点では最新の積算価格で設計している。ただ、発注から着手まで1～2ヶ月の期間を要することとなるため、大幅に単価が高騰した場合等には変更契約により対応することとしている。

委員：今後も競争性を保てるよう、実勢価格により適正な積算価格での発注に努めて欲しい。

委員：隣接する国道との関係上、国土交通省との調整等が必要とのことであるが、どういうことか。

営繕課：今回の外構工事は、学校の正門を改修する部分もあり、国道部分に手をかけて出入口部分の工事を施工する必要があった。そのため、工事の施工方法や施工上の制限等について、国道の道路管理者である国土交通省と協議、調整する必要があったものである。

委員：入札参加資格を満たす者が19社いたにもかかわらず、入札参加者が1社のみと、結果的に入札参加者がここまで少なかったことは推測できたものか。

教育庁：先に説明したとおり、工事発注件数の増加に伴った技術者不足と、大館地区の小中学校の耐震化工事の発注も重なっていたこともあり、当課発注工事への入札参加を敬遠したものと思われる。結果的に入札参加者がこれほど少なくなるとは思わなかった。

【抽出案件（環境整備課：能代産業廃棄物処理センター促進酸化施設設置工事）】

委員：当案件の入札方式は。

環整課：総合評価落札方式の技術提案型による入札方式である。

委員：評価項目のうち、技術提案型としての評価項目はどの部分になるのか。

環整課：全12の評価項目のうち、実績評価項目が10項目あり、残りの2項目の「ランニングコスト」と「異常時、故障時等対応の技術提案」が技術提案項目となる。

委員：「異常時、故障時等対応の技術提案」の評価項目における評価点はどのように評価するものか。

環整課：提出された技術提案の内容について、有効であると判断された提案1項目につき1点を加算するものである。最大5点の配点としているが、その内容は技術専門部会において審議されたものである。

委員：入札価格の内訳明細書において、最も削減しているのが一般管理費であったということだが、どのように精査したのか。

環整課：内訳明細書のうち疑義があった内訳に関しては、必要な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行った。最低限の利益を確保しつつ可能な範囲で削減したとのことであった。

委員：県の一般管理費の積算が著しく高かったということはないか。

環整課：「産業廃棄物特定支障除去等事業推進補助金交付要綱」に定められた諸経費率に基づき積算しており、積算は妥当であると考えている。

当該工事を受注することにより、1,4-ジオキサンという化学物質を除去する高度な浄化施設の施工実績となり、受注者にとって有用な実績になるということが推測された。そのため、強い競争性が働いたものと思われる。

委員：調査基準価格を大きく下回った入札金額により契約締結となったが、工事を施工するうえで問題はないものか。

環整課：低入札調査を経ての契約となるため、配置予定技術者を1名増員配置している。現在は設計を終え、機器の製作段階に入っているが、今のところ特段の問題は生じていない。当課においても受注者と綿密に協議を行うなど、特に注意しながら進めている状況である。

委員：当該機器の維持管理が今後必要になると思うが、この受注者との随意契約により行うのか。

環整課：機器の維持管理については、この受注者との随意契約により行うこととなる。技術提案項目に「ランニングコスト」の評価項目があり、10年間のランニングコストに関して技術提案させている。その経費がより安く、経済的な提案内容であれば加点するという評価項目であり、その提案内容に基づいて維持管理を行わせることとなる。